

# 岐阜県雪害タイムライン

令和4年12月16日

	気象情報 (気象台)	県の体制	国等の体制	市町村の体制	事業者・県民の行動
3日前	大雪に関する 岐阜県気象情報 (気象台)	☐総合防災ポータル、SNSによる県民への 注意喚起	・大雪事前広報→通行止め可能性、冬装 備要請 (中部地方整備局、NEXCO中日本)	・住民等への注意喚起 ・所管施設、関係者への注意喚起 ・連絡体制の確保 ・除雪活動体制等の整備	【住民】 ・自宅で安全に過ごす準備 【避難支援等関係者】 ・避難行動要支援者への情報伝達 ・避難誘導の準備
	大雪に対する 緊急発表 (国交省)	☐気象台と調整の上「大雪説明会」開催 ☐市町村への依頼 ・被害情報収集、孤立対策準備、立ち往生支援 (避難所提供)等 ☐県民・関係事業者への通知 ・県民への注意喚起 ・農林水産事業者、運送事業者、公共交通機関、 学校・保育所等に対する注意喚起	・地域情報連絡本部の設置 (国道事務所、NEXCO中日本) ・関係省庁災害警戒会議の実施 (内閣府) ・道路監視の強化と除雪出動の準備 (国道事務所、NEXCO中日本) ・予防的通行規制区間の公表 ・道路除雪 (国道事務所、NEXCO中日本)	・気象情報の収集 ・気象防災アドバイザーの活用 ・孤立対策及び立ち往生対策の準備 ・住民等への注意喚起 ・除雪業者への体制確保指示	【交通関係事業者】 ・関係機関との事前調整及び大雪事前広報 【ライフライン関係事業者】 ・停電や通信途絶に備えた準備を周知
2日前	大雪注意報 (気象台)				
	大雪、暴風雪警報 (気象台)	☐災害情報集約センター設置 ☐警戒第一体制 ・降雪量の監視 ・ライフライン被害の把握 ・事故、スタック情報の収集 等	・リエソン派遣 (中部地方整備局)	☐災害警戒本部等の設置 ・県、気象台、国道事務所との情報共有 ・警報等の伝達 ・降雪量の監視 ・ライフライン被害の把握 ・事故、スタック情報の収集 等 ☐道路パトロールの強化、除雪作業の開始	【交通関係事業者】 ・事前の避難が必要な場合、高速道路の通行止め等 【住民】 ・不要不急の外出を控える ・外出者は早期帰宅
数時間前	●大雪による災害の兆候が 発生 ①降雪量が警報基準を超過 ②物流の遅延や一部の停電 などにより、一部の県民 生活に支障 ③車両の事故やスタック、 なだれなどの兆候の発生	☐警戒第二体制 ・降雪量の監視 ・ライフライン被害の把握 ・事故、スタック情報の収集 等		☐災害警戒本部等の体制強化 ・住民やドライバーへの情報提供 ・必要に応じ、住民が避難するための施設 を開放 ・住民等の避難誘導 ・行政施設及びサービスの休止判断 等	【住民】 ・事前の避難が必要な場合、大雪前に避難を完了 【交通関係事業者】 ・広報活動 (鉄道・バス等の運休、高速道路の通行止め等) 【ライフライン関係事業者】 ・復旧に向けた人員確保、行政との連絡体制強化
	大雪特別警報に 準ずる情報 (気象台)	☐岐阜県災害対策本部設置 ☐第一非常体制 ・より一層の注意喚起 ・被害状況の有無確認、共有 ・市町村、関係機関の対応状況の収集 等	・災害対策基本法に基づく区間指定 ・滞留車両の移動 (NEXCO中日本、国道事務所)	☐災害対策本部の設置 ・住民へのより一層の注意喚起 ・被害状況の有無確認、報告 ・降雪、除雪状況の把握及び報告 ・住民等の避難誘導 ・避難所や一時滞在施設等の開設 ・ドライバーへの支援 ・立ち往生車両の撤去協力 ・孤立地域対応 ・なだれ対応 等 ☐県への応援要請	【避難支援等関係者】 ・避難行動要支援者の安否確認及び市町村への報告 ・被害状況等の報告 【交通関係事業者】 ・広報活動 (鉄道・バス等の運休、高速道路の通行止め等) ・帰宅困難者、滞留者への対応 【ライフライン関係事業者】 ・広報活動 (被害状況、復旧見込み) ・復旧活動
災害発生	大雪による災害発生				
	大雪、暴風雪 特別警報 (気象台)	☐第二非常体制 ・災害救助法の適用 ・自衛隊の災害派遣要請 ・他機関への応援要請 ・職員ボランティアによる雪下ろし支援 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地域対策 等	・雪害時の乗員保護計画の発動 (中部地方整備局、NEXCO中日本)		
	大規模な災害発生				